

令和 7 年 1 2 月 2 日

第 5 回 廿日市市議会議案説明書
(第 4 回 定例会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第11号	専決処分事項の報告について	1
報告第12号	専決処分事項の報告について	3
議案第64号	廿日市市と外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係る手続に関する条例	5
議案第65号	廿日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
議案第66号	廿日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	9
議案第67号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第68号	職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第69号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第70号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第71号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第72号	廿日市市公園条例の一部を改正する条例	29
議案第73号	廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例	31
議案第74号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	33
議案第75号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条	35

例の一部を改正する条例

議案第 7 6 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 7 7 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 8 2 号	損害賠償の額を定めることについて	4 1
議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について	4 3
議案第 8 4 号	廿日市市総合計画の策定について	4 5
議案第 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 7
議案第 8 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	4 9
議案第 8 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 1
議案第 8 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 3
議案第 8 9 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	5 5

(報告第 1 1 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 7 年 1 1 月 6 日維持管理課の職員が、有限会社廿日市モータースでの公用車の車両点検終了後、帰庁のため同社の敷地内で公用車を後退させた際、同敷地に駐車してあった普通乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 9 8, 6 4 8 円

債 権 者 廿日市市串戸一丁目 2 番 1 1 号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上 野 寿 幸

3 専決処分年月日

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 1 2 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

令和 7 年 9 月 1 6 日 廿日市消防署の職員が、救急搬送用務のため、救急車を運転して廿日市市地御前三丁目地内の関係者宅駐車場から市道旧国道線に出るために左折した際、敷地内のコンクリートブロック塀に接触し、当該塀に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 3 3 , 1 0 0 円

3 専決処分年月日

令和 7 年 1 0 月 1 8 日

4 根拠法令

報告第 1 1 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 1 1 号説明書に同じ。

(議案第 6 4 号)

廿日市市と外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係
る手続に関する条例

(国際交流・多文化共生室)

1 制定の理由

本市と外国の都市の市民がそれぞれの文化や価値観の違いを超えて交流することで、相互の都市の発展と友好関係を促進し、平和な社会の構築に貢献することを目的として、外国の都市との姉妹都市又は友好都市の提携に係る手続について必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 趣旨

条例制定の趣旨について規定する。

(2) 議会の議決

市長は、外国の都市と姉妹都市又は友好都市として提携し、又は提携を解消しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

第 9 6 条

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするものが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議案第 6 5 号)

廿日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

(こども課)

1 制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 総則（第 1 条から第 1 9 条まで関係）

- ア 最低基準の目的等について定める。
- イ 最低基準と乳児等通園支援事業者について定める。
- ウ 乳児等通園支援事業者の一般原則について定める。
- エ 非常災害対策について定める。
- オ 乳児等通園支援事業者による安全計画の策定等について定める。
- カ 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について定める。
- キ 職員の一般的条件について定める。
- ク 職員の知識及び技能の向上等について定める。
- ケ 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定める。
- コ 利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定める。
- サ 利用乳幼児に対する虐待等の禁止について定める。
- シ 乳児等通園支援事業所における衛生管理等について定める。
- ス 食事の提供を行う場合に備える設備について定める。
- セ 乳児等通園支援事業所内部で設けなければならない運営に係る規程について定める。
- ソ 乳児等通園支援事業所に備える帳簿について定める。
- タ 職員の秘密保持等について定める。

チ 苦情を受け付けるための窓口設置等の対応について定める。

(2) 乳児等通園支援事業（第20条関係）

乳児等通園支援事業を(3)、(4)の区分とすることについて定める。

(3) 一般型乳児等通園支援事業（第21条から第24条まで関係）

ア 設備の基準について定める。このうち、0～1歳児が利用する乳児室の1人あたりの面積基準は、広島県の保育所の基準に準じて、国を上回る基準を定める。

国の基準（1人あたり）	市の基準（1人あたり）
1.65 m ² 以上	3.3 m ² 以上

イ 一般型乳児等通園支援事業の職員について定める。

ウ 一般型乳児等通園支援事業の乳児等通園支援の内容について定める。

エ 一般型乳児等通園支援事業の保護者との連絡について定める。

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条及び第26条関係）

ア 余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について定める。

イ (3)のウ及びエは、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(5) 雑則（第27条関係）

書面等の作成を電磁的記録により行うことができることを定める。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第 6 6 号)

廿日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例

(こども課)

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 総則（第 1 条から第 3 条まで関係）

特定乳児等通園支援事業者の一般原則について定める。

(2) 特定乳児等支援事業者の運営に関する基準

ア 利用定員に関する基準について定める。（第 4 条関係）

イ 運営に関する基準（第 5 条から第 33 条まで関係）

- (ア) 保護者との面談について定める。
- (イ) 正当な理由のない支援の提供拒否の禁止について定める。
- (ウ) 市町村からのあっせん及び要請に対する協力について定める。
- (エ) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について定める。
- (オ) 乳児等支援給付認定の申請に係る援助について定める。
- (カ) 支援対象の子及び保護者の心身の状況等の把握について定める。
- (キ) 特定教育・保育施設等との連携について定める。
- (ク) 特定乳児等通園支援の提供の記録について定める。
- (ケ) 特定乳児等通園支援に要した費用の支払について定める。
- (コ) 乳児等支援給付費の額に係る保護者への通知等について定める。
- (サ) 特定乳児等通園支援の取扱方針について定める。
- (シ) 特定乳児等通園支援に関する評価等について定める。
- (ス) 支援対象の子及び保護者の相談及び援助について定める。
- (セ) 緊急時等の対応について定める。
- (ソ) 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について定

める。

- (タ) 運営規程について定める。
- (チ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ツ) 利用定員の遵守について定める。
- (テ) 運営規程等の掲示等について定める。
- (ト) 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について定める。
- (ナ) 支援対象の子への虐待等の禁止について定める。
- (ニ) 職員の秘密保持等について定める。
- (ヌ) 保護者に対する情報の提供等について定める。
- (ネ) 利益供与等の禁止について定める。
- (ノ) 苦情解決について定める。
- (ハ) 地域との連携等について定める。
- (ヒ) 事故発生の防止及び発生時の対応について定める。
- (フ) 会計の区分について定める。
- (ヘ) 記録の整備等について定める。

(3) 雑則（第34条関係）

書面等の作成を電磁的記録により行うことができること等を定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

子ども・子育て支援法

第46条

- ② 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

(議案第 67 号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の給料月額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 通勤手当の改正

(ア) 自動車等使用者に係る通勤手当

自動車等使用者に係る通勤手当を次のとおり改定する。

通勤距離 区分(片道)	現 行	改 正 案		
		a 令和7年度	b 令和8年度以降	
		支給額	通勤距離 区分(片道)	支給額
10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円	10km 以上 15km 未満	7,300 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	10,400 円	15km 以上 20km 未満	10,400 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円	20km 以上 25km 未満	13,500 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円	16,600 円	25km 以上 30km 未満	16,600 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円	19,700 円	30km 以上 35km 未満	19,700 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円	22,800 円	35km 以上 40km 未満	22,800 円

40km 以上 45km 未満	24,400 円	25,900 円	40km 以上 45km 未満	25,900 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円	29,100 円	45km 以上 50km 未満	29,100 円
50km 以上 55km 未満	28,900 円	32,300 円	50km 以上 55km 未満	32,300 円
55km 以上 60km 未満	31,700 円	35,500 円	55km 以上 60km 未満	35,500 円
60km 以上	33,700 円	38,700 円	60km 以上 65km 未満	38,700 円
			65km 以上 70km 未満	42,200 円
			70km 以上 75km 未満	45,700 円
			75km 以上 80km 未満	49,200 円
			80km 以上 85km 未満	52,700 円
			85km 以上 90km 未満	56,200 円
			90km 以上 95km 未満	59,600 円
			95km 以上 100km 未満	63,000 円
			100km 以上	66,400 円

(イ) 駐車場の利用に対する通勤手当の支給

自動車等使用者又は交通機関と自動車等の併用者のうち、自動車の駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対して、1 か月当たり 5,000 円を上限とする通勤手当を支給する。

ウ 宿日直手当の改定

宿日直手当の支給限度額を次のとおり改定する。

区分	現 行	改正案
宿日直勤務	4,400 円	4,700 円

執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務	6,600 円	7,050 円
---	---------	---------

エ 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和7年度	(イ) 令和8年度以降
6 月	100分の125	100分の125	100分の126.25
1 2 月	100分の125	100分の127.5	100分の126.25

オ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合の改定

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和7年度	(イ) 令和8年度以降
6 月	100分の70	100分の70	100分の71.25
1 2 月	100分の70	100分の72.5	100分の71.25

カ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和7年度	(イ) 令和8年度以降
6 月	100分の105	100分の105	100分の106.25
1 2 月	100分の105	100分の107.5	100分の106.25

キ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合の改定

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和7年度	(イ) 令和8年度以降

6 月	100分の50	100分の50	100分の51.25
1 2 月	100分の50	100分の52.5	100分の51.25

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	392,000	405,000
2	440,000	455,000
3	492,000	508,000
4	555,000	574,000
5	634,000	655,000
6	740,000	765,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 7 年度	(イ) 令和 8 年度以降
6 月	100分の95	100分の95	100分の96.25
1 2 月	100分の95	100分の97.5	100分の96.25

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和 7 年度	(イ) 令和 8 年度以降
6 月	100分の87.5	100分の87.5	100分の88.75
1 2 月	100分の87.5	100分の90	100分の88.75

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(ア)のb、イの(イ)、エの(イ)、オの(イ)、カの(イ)及びキの(イ)並びに2の(2)のイの(イ)及び

ウの(イ)は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 2 の(1)のア、イの(ア)の a 及びウ並びに 2 の(2)のアは、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(3) 2 の(1)のエの(ア)、オの(ア)、カの(ア)及びキの(ア)並びに 2 の(2)のイの(ア)及びウの(ア)は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第 2 4 条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（令和7年度改定比較表）

号	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級			7 級			8 級										
	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率								
1	183,500	195,800	12,300	6,7	230,000	242,000	12,000	5,2	285,300	276,300	11,000	4,1	298,800	309,800	11,000	3,7	321,300	332,600	11,300	3,5	355,200	366,800	11,600	3,3	408,300	422,700	12,400	3,0	458,300	471,900	13,600	3,0
2	184,600	196,900	12,300	6,7	231,500	243,300	11,800	5,1	286,300	277,300	11,000	4,1	300,300	311,300	11,000	3,7	323,100	334,400	11,300	3,5	356,900	368,500	11,600	3,3	410,200	424,600	12,400	3,0	460,900	474,500	13,600	2,9
3	185,800	198,100	12,300	6,6	233,000	244,700	11,700	5,0	287,300	278,300	11,000	4,1	301,800	312,700	10,900	3,6	324,900	336,200	11,300	3,5	358,500	370,100	11,600	3,2	412,100	426,500	12,400	3,0	463,800	477,400	13,600	2,8
4	186,900	199,200	12,300	6,6	234,500	246,100	11,600	4,9	288,300	279,300	11,000	4,1	303,200	314,100	10,900	3,6	326,800	338,100	11,300	3,5	360,100	371,700	11,600	3,2	413,900	428,300	12,400	3,0	473,500	487,100	13,600	2,8
5	188,000	200,300	12,300	6,5	236,000	247,500	11,500	4,9	289,300	280,300	11,000	4,1	304,600	315,500	10,900	3,6	328,300	339,600	11,300	3,4	361,700	373,300	11,600	3,2	415,700	430,100	12,400	3,0	477,500	491,100	13,600	2,7
6	189,100	202,000	12,300	6,5	237,500	248,900	11,400	4,8	290,300	281,300	11,000	4,1	306,700	317,600	10,900	3,6	330,000	341,300	11,300	3,4	365,000	376,600	11,600	3,2	419,300	433,700	12,400	3,0	481,000	494,600	13,600	2,7
7	191,700	203,600	12,300	6,4	239,000	250,300	11,300	4,7	271,300	282,200	10,900	4,0	308,700	319,600	10,900	3,4	335,000	346,300	11,300	3,3	371,200	382,700	11,500	3,1	425,700	439,100	12,400	2,9				
8	192,900	205,200	12,300	6,4	240,500	251,700	11,200	4,7	272,200	283,200	10,900	4,0	307,900	318,800	10,900	3,5	333,400	344,600	11,200	3,4	366,600	378,200	11,600	3,2	421,100	435,500	12,400	2,9	486,500	499,500	13,000	2,7
9	194,500	206,700	12,200	6,3	242,000	253,100	11,100	4,6	273,300	284,200	10,900	4,0	309,100	320,000	10,900	3,5	335,000	346,200	11,200	3,3	368,000	379,900	11,900	3,1	422,700	437,100	12,400	2,9				
10	196,200	208,400	12,200	6,2	244,000	254,300	10,900	4,5	274,300	285,200	10,900	4,0	310,700	321,600	10,900	3,5	336,700	347,900	11,200	3,3	369,600	381,100	11,500	3,1	424,200	438,600	12,400	2,9				
11	197,800	210,000	12,200	6,2	244,800	255,600	10,800	4,4	275,300	286,200	10,900	4,0	312,300	323,200	10,900	3,5	338,400	349,600	11,200	3,3	371,200	382,700	11,500	3,1	425,700	440,100	12,400	2,9				
12	199,400	211,600	12,200	6,1	246,200	256,900	10,700	4,3	276,400	287,200	10,800	3,9	313,900	324,800	10,900	3,5	340,000	351,200	11,200	3,3	372,700	384,200	11,500	3,1	427,200	439,600	12,400	2,9				
13	201,000	213,100	12,100	6,0	247,400	258,100	10,700	4,3	277,400	288,200	10,800	3,9	315,400	326,200	10,800	3,5	341,500	352,700	11,200	3,3	374,600	386,100	11,500	3,1	428,700	441,100	12,400	2,9				
14	202,700	214,800	12,100	5,9	248,600	259,300	10,700	4,3	278,700	289,500	10,800	3,9	317,000	327,800	10,800	3,4	343,100	354,300	11,200	3,2	376,000	388,900	11,500	3,1	430,000	442,400	12,400	2,9				
15	204,400	216,500	12,100	5,9	249,800	260,500	10,700	4,3	280,000	290,800	10,800	3,9	318,600	329,400	10,800	3,4	344,700	355,900	11,200	3,2	378,400	390,000	11,500	3,1	431,300	443,700	12,400	2,9				
16	206,100	218,200	12,100	5,9	251,000	261,700	10,700	4,3	281,200	292,000	10,800	3,8	320,200	331,000	10,800	3,4	346,200	357,400	11,200	3,2	380,200	391,700	11,500	3,0	432,500	444,900	12,400	2,9				
17	207,400	219,400	12,000	5,8	252,100	262,800	10,700	4,2	282,500	293,200	10,700	3,8	321,700	332,400	10,700	3,3	347,600	358,800	11,200	3,2	381,700	393,200	11,500	3,0	433,700	446,100	12,400	2,9				
18	209,000	221,000	12,000	5,7	253,200	263,900	10,700	4,2	283,800	294,500	10,700	3,8	323,400	334,100	10,700	3,3	349,300	360,500	11,200	3,2	383,300	394,800	11,500	3,0	435,000	447,400	12,400	2,9				
19	210,600	222,600	12,000	5,7	254,300	265,000	10,700	4,2	285,000	295,700	10,700	3,8	325,000	335,700	10,700	3,3	350,900	362,100	11,200	3,2	385,200	396,700	11,500	3,0	436,300	448,700	12,400	2,8				
20	212,100	224,100	12,000	5,6	256,400	266,100	10,700	4,2	286,200	296,900	10,600	3,7	326,600	337,300	10,700	3,3	352,500	363,700	11,200	3,2	386,800	398,300	11,500	3,0	437,500	449,900	12,400	2,8				
21	213,600	225,600	12,000	5,6	257,400	267,000	10,600	4,1	287,300	297,800	10,600	3,7	328,000	338,700	10,700	3,3	353,700	364,900	11,100	3,1	388,500	400,000	11,500	3,0	438,700	451,100	12,400	2,8				
22	215,200	227,200	12,000	5,5	258,400	268,000	10,600	4,1	288,500	299,100	10,600	3,7	329,700	340,400	10,700	3,2	355,200	366,300	11,100	3,1	389,900	401,400	11,500	2,9	439,500	451,900	12,400	2,8				
23	216,800	228,800	12,000	5,5	259,400	269,000	10,600	4,1	289,800	300,300	10,500	3,6	331,400	342,100	10,700	3,2	356,700	367,800	11,100	3,1	391,300	402,800	11,500	2,9	440,300	452,700	12,400	2,8				
24	218,400	230,400	12,000	5,5	259,400	270,000	10,600	4,1	291,100	301,600	10,500	3,6	333,000	343,700	10,700	3,2	358,200	368,900	11,100	3,1	392,700	404,200	11,500	2,9	441,700	453,500	12,400	2,8				
25	220,000	232,000	12,000	5,5	260,000	271,000	10,600	4,1	292,400	302,900	10,500	3,6	334,200	344,900	10,700	3,2	359,900	371,000	11,100	3,1	394,100	405,800	11,500	2,9	441,700	454,100	12,400	2,8				
26	221,700	233,700	12,000	5,4	261,300	271,900	10,600	4,1	293,400	303,900	10,500	3,6	336,100	346,800	10,700	3,2	361,700	372,800	11,100	3,1	395,300	406,800	11,500	2,9	442,300	454,700	12,400	2,8				
27	223,000	235,000	12,000	5,4	262,200	272,700	10,500	4,0	294,400	304,900	10,500	3,6	337,800	348,500	10,700	3,2	363,400	374,400	11,000	3,0	396,500	408,000	11,500	2,9	442,900	455,300	12,400	2,8				
28	224,300	236,300	12,000	5,3	263,100	273,600	10,500	4,0	295,600	305,900	10,400	3,5	339,400	350,100	10,700	3,2	365,000	376,100	11,000	3,0	398,000	409,000	11,500	2,9	443,500	456,900	12,400	2,8				
29	225,600	237,600	12,000	5,3	263,900	274,400	10,500	4,0	296,600	307,000	10,400	3,5	340,900	351,600	10,700	3,2	366,500	377,600	11,000	3,0	398,600	410,100	11,500	2,9	444,200	458,600	12,400	2,8				
30	226,700	238,700	12,000	5,3	264,700	275,200	10,500	4,0	297,800	308,200	10,400	3,5	342,500	353,200	10,700	3,1	367,800	378,800	11,000	3,0	399,800	411,300	11,500	2,9	445,000	459,400	12,400	2,8				
31	227,800	239,800	12,000	5,3	265,500	276,000	10,500	4,0	298,600	309,300	10,400	3,5	344,100	354,800	10,700	3,1	369,000	380,000	11,000	3,0	400,900	412,400	11,500	2,9	445,400	459,800	12,400	2,8				
32	228,900	240,900	12,000	5,2	266,300	276,700	10,400	3,9	300,000	310,500	10,400	3,5	345,700	356,400	10,700	3,1	370,400	381,400	11,000	3,0	402,000	413,500	11,500	2,9	446,000	460,200	12,400	2,8				
33	230,000	242,000	12,000	5,2	267,000	277,400	10,400	3,9	301,300	311,600	10,300	3,4	347,400	358,100	10,700	3,1	371,500	382,500	11,000	3,0	402,700	414,200	11,500	2,9	446,600	460,600	12,400	2,8				
34	231,100	243,100	11,800	5,1	267,800	278,200	10,400	3,9	302,600	312,900	10,300	3,4	349,200	359,900	10,700	3,1	372,400	383,400	11,000	3,0	403,400	414,900	11,500	2,9	447,000	460,900	12,400	2,8				
35	232,200	244,800	11,600	5,0	268,600	279,000	10,400	3,9	303,900	314,200	10,300	3,4	351,000	361,700	10,700	3,0	373,400	384,400	11,000	2,9	404,100	415,500	11,400	2,8	447,400	461,900	12,400	2,8				
36	233,300	244,800	11,500	4,9	269,300	279,600	10,300	3,8	305,200	315																						

行政職給料表（令和7年度改定比較表）

号 数	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級			7 級			8 級		
	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率
65	249,700	250,900	10,200	4,1	289,000	298,200	9,200	3,2	336,100	345,900	9,800	2,9	376,600	387,100	10,500	2,8	392,700	403,600	10,900	2,8	413,700	425,000	11,300	2,7
66	250,000	260,200	10,200	4,1	289,600	298,800	9,200	3,2	336,600	346,400	9,800	2,9	377,200	387,700	10,500	2,8	393,300	404,000	10,700	2,8	414,300	425,600	11,300	2,7
67	250,300	260,500	10,200	4,1	290,200	299,300	9,200	3,2	337,100	347,300	9,800	2,9	377,900	388,400	10,500	2,8	393,500	404,300	10,800	2,7	414,500	425,800	11,300	2,7
68	250,600	260,800	10,200	4,1	290,700	299,900	9,200	3,2	337,600	347,900	9,800	2,9	378,500	389,000	10,500	2,8	393,900	404,700	10,800	2,7	414,900	426,000	11,300	2,7
69	250,900	261,100	10,200	4,1	291,200	300,300	9,100	3,1	338,000	348,400	9,800	2,9	379,000	389,500	10,500	2,8	394,200	405,000	10,800	2,7	415,300	426,300	11,300	2,7
70	251,200	261,400	10,200	4,1	291,700	300,800	9,100	3,1	338,500	349,000	9,800	2,9	379,400	389,900	10,500	2,8	394,500	405,300	10,800	2,7	415,600	426,600	11,300	2,7
71	251,500	261,700	10,200	4,1	292,200	301,300	9,000	3,1	339,000	349,500	9,800	2,9	380,000	390,500	10,500	2,8	394,800	405,600	10,800	2,7	415,900	426,900	11,300	2,7
72	251,800	262,000	10,200	4,1	292,700	301,900	9,000	3,1	340,000	350,100	9,800	2,9	380,500	391,000	10,500	2,8	395,000	405,800	10,800	2,7	416,200	427,200	11,300	2,7
73	252,100	262,300	10,200	4,0	293,400	302,400	9,000	3,1	340,600	350,400	9,800	2,9	381,000	391,500	10,500	2,8	395,200	406,000	10,800	2,7	416,500	427,500	11,300	2,7
74	252,400	262,600	10,200	4,0	293,900	302,800	8,900	3,0	341,100	351,000	9,800	2,9	381,600	392,100	10,500	2,8	395,500	406,300	10,800	2,7	416,800	427,800	11,300	2,7
75	252,700	262,900	10,200	4,0	294,300	303,100	8,800	3,0	341,600	351,200	9,700	2,8	382,100	392,600	10,400	2,7	395,800	406,600	10,800	2,7	417,100	428,100	11,300	2,7
76	253,000	263,200	10,200	4,0	294,800	303,400	8,800	3,0	342,100	351,600	9,700	2,8	382,400	392,800	10,400	2,7	396,000	406,800	10,800	2,7	417,400	428,400	11,300	2,7
77	253,300	263,500	10,200	4,0	294,800	303,600	8,800	3,0	342,900	352,000	9,700	2,8	382,800	393,200	10,400	2,7	396,200	407,000	10,800	2,7	417,600	428,600	11,300	2,7
78	253,600	263,800	10,200	4,0	295,300	303,900	8,800	3,0	343,300	352,500	9,700	2,8	383,300	393,700	10,400	2,7	396,500	407,300	10,800	2,7	417,900	428,900	11,300	2,7
79	253,900	264,100	10,200	4,0	295,300	304,100	8,800	3,0	343,300	353,000	9,700	2,8	383,300	394,100	10,400	2,7	396,500	407,300	10,800	2,7	417,900	428,900	11,300	2,7
80	254,200	264,400	10,200	4,0	295,600	304,400	8,800	3,0	343,600	353,500	9,700	2,8	384,100	394,500	10,400	2,7	397,000	407,800	10,800	2,7	418,200	429,200	11,300	2,7
81	254,500	264,700	10,200	4,0	296,000	304,800	8,800	3,0	344,100	353,800	9,700	2,8	384,500	394,900	10,400	2,7	397,200	408,000	10,800	2,7	418,400	429,400	11,300	2,7
82	254,800	265,000	10,200	4,0	296,000	304,800	8,800	3,0	344,100	354,200	9,700	2,8	384,500	395,400	10,400	2,7	397,200	408,000	10,800	2,7	418,400	429,400	11,300	2,7
83	255,100	265,300	10,200	4,0	296,300	305,100	8,800	3,0	344,900	354,600	9,700	2,8	385,400	395,800	10,400	2,7	397,800	408,600	10,800	2,7	418,800	429,800	11,300	2,7
84	255,400	265,600	10,200	4,0	296,500	305,300	8,800	3,0	345,300	355,000	9,700	2,8	385,800	396,200	10,400	2,7	398,000	408,800	10,800	2,7	419,000	430,000	11,300	2,7
85	255,700	265,900	10,200	4,0	296,800	305,600	8,800	3,0	345,600	355,300	9,700	2,8	386,100	396,500	10,400	2,7	398,200	409,000	10,800	2,7	419,200	430,200	11,300	2,7
86	256,000	266,200	10,200	4,0	297,100	305,800	8,700	2,9	346,000	355,700	9,700	2,8												
87	256,300	266,500	10,200	4,0	297,400	306,100	8,700	2,9	346,400	356,100	9,700	2,8												
88	256,600	266,800	10,200	4,0	297,700	306,400	8,700	2,9	346,600	356,500	9,700	2,8												
89	256,900	267,100	10,200	4,0	298,000	306,700	8,700	2,9	347,000	356,700	9,700	2,8												
90	257,200	267,400	10,200	4,0	298,300	307,000	8,700	2,9	347,400	357,100	9,700	2,8												
91	257,500	267,700	10,200	4,0	298,600	307,300	8,700	2,9	347,800	357,500	9,700	2,8												
92	257,800	268,000	10,200	4,0	299,000	307,600	8,600	2,9	348,200	357,800	9,700	2,8												
93	258,100	268,300	10,200	4,0	299,200	307,800	8,600	2,9	348,400	358,100	9,700	2,8												
94					299,400	308,000	8,600	2,9	348,800	358,400	9,600	2,8												
95					299,700	308,300	8,600	2,9	349,200	358,800	9,600	2,7												
96					300,100	308,700	8,600	2,9	349,500	359,100	9,600	2,7												
97					300,300	308,900	8,600	2,9	349,800	359,400	9,600	2,7												
98					300,600	309,200	8,600	2,9	350,200	359,800	9,600	2,7												
99					301,000	309,600	8,500	2,8	350,600	360,200	9,600	2,7												
100					301,400	309,900	8,500	2,8	351,000	360,600	9,600	2,7												
101					301,600	310,100	8,500	2,8	351,500	361,100	9,600	2,7												
102					301,900	310,400	8,500	2,8	351,900	361,500	9,600	2,7												
103					302,200	310,700	8,500	2,8	352,300	361,900	9,600	2,7												
104					302,500	311,000	8,500	2,8	352,700	362,300	9,600	2,7												
105					302,700	311,200	8,500	2,8	353,200	362,800	9,600	2,7												
106					303,000	311,500	8,500	2,8	353,600	363,200	9,600	2,7												
107					303,300	311,800	8,500	2,8	353,900	363,500	9,600	2,7												
108					303,600	312,100	8,500	2,8	354,200	363,800	9,600	2,7												
109					303,800	312,300	8,500	2,8	354,700	364,200	9,500	2,7												
110					304,200	312,600	8,400	2,8																
111					304,600	313,000	8,400	2,8																
112					304,900	313,300	8,400	2,8																
113					305,100	313,500	8,400	2,8																
114					305,300	313,700	8,400	2,8																
115					305,600	314,000	8,400	2,7																
116					306,000	314,400	8,400	2,7																
117					306,200	314,600	8,400	2,7																
118					306,400	314,800	8,400	2,7																
119					306,700	315,100	8,400	2,7																
120					307,000	315,400	8,400	2,7																
121					307,400	315,700	8,300	2,7																
122					307,600	316,000	8,300	2,7																
123					307,900	316,200	8,300	2,7																
124					308,200	316,500	8,300	2,7																
125					308,500	316,800	8,300	2,7					</											

消防職給料表（令和7年度改定比較表）

職 号	1 職				2 職				3 職				4 職				5 職				6 職				7 職				8 職			
	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率
1	2171,600	225,600	14,000	6.02	232,600	246,600	14,000	6.02	255,600	269,600	14,000	5.52	286,400	300,200	12,800	4.33	331,900	344,100	12,200	3.68	355,300	365,700	12,400	3.51	384,100	396,700	12,600	3.28	420,300	433,100	12,800	3.06
2	2171,600	225,600	14,000	6.04	232,600	246,600	14,000	6.04	255,600	271,500	15,900	6.22	296,400	309,200	12,800	4.32	331,900	346,600	12,700	3.86	355,300	367,400	12,100	3.49	384,100	396,700	12,600	3.28	420,300	434,700	12,400	3.03
3	2171,600	225,600	14,000	6.07	232,600	251,000	18,400	7.92	259,700	273,600	13,900	5.35	297,400	310,100	12,700	4.27	336,400	348,500	12,100	3.61	356,700	369,100	12,400	3.48	389,500	401,700	12,200	3.00	423,500	436,200	12,700	3.00
4	2171,600	225,600	14,000	6.07	232,600	253,200	14,000	6.07	259,700	275,600	15,900	6.15	298,300	311,000	12,700	4.26	336,400	348,500	12,100	3.60	356,700	370,700	12,400	3.48	389,500	401,700	12,200	3.00	423,500	437,700	12,200	2.99
5	2171,600	225,600	14,000	6.08	232,600	253,200	14,000	6.08	259,700	275,600	15,900	6.15	298,300	311,000	12,700	4.26	336,400	348,500	12,100	3.58	356,700	372,300	12,400	3.45	389,500	403,200	12,500	3.20	426,500	439,200	12,700	2.98
6	2171,600	225,600	14,000	6.28	241,400	255,400	14,000	6.28	264,300	279,000	13,700	5.19	298,900	311,600	12,700	4.24	339,300	351,400	12,100	3.57	361,600	374,300	12,400	3.43	392,300	404,800	12,500	3.19	428,100	440,800	12,700	2.97
7	2171,600	225,600	14,000	6.28	241,400	255,400	14,000	6.28	264,300	279,000	13,700	5.19	298,900	311,600	12,700	4.24	339,300	351,400	12,100	3.55	361,600	375,600	12,400	3.41	393,500	406,400	12,500	3.18	429,500	442,200	12,700	2.96
8	2171,600	225,600	14,000	6.09	241,400	258,400	14,000	6.09	267,600	281,600	14,000	5.66	267,600	313,600	12,600	4.19	341,900	354,000	12,100	3.54	364,800	377,100	12,300	3.37	395,400	408,100	12,500	3.16	430,900	443,600	12,700	2.95
9	2171,600	225,600	14,000	6.03	248,000	263,000	14,000	6.03	268,200	292,900	13,700	5.09	301,700	314,200	12,500	4.14	343,200	355,300	12,100	3.53	366,400	378,600	12,200	3.33	397,100	409,500	12,400	3.12	432,000	444,700	12,700	2.94
10	2171,600	225,600	14,000	5.98	250,700	264,700	14,000	5.58	270,500	284,200	13,700	5.06	302,400	314,900	12,500	4.13	346,400	358,500	12,100	3.51	368,000	380,200	12,200	3.32	398,700	411,100	12,400	3.11	435,400	448,100	12,700	2.93
11	2171,600	225,600	14,000	5.98	250,700	266,400	14,000	5.98	270,500	286,400	14,000	5.65	302,400	315,600	12,500	4.12	346,400	358,500	12,100	3.49	368,000	381,800	12,200	3.30	398,700	412,700	12,400	3.10	434,900	447,600	12,700	2.92
12	2171,600	225,600	14,000	5.87	253,200	267,800	14,000	5.87	273,100	286,600	13,500	4.94	303,700	316,200	12,500	4.12	348,500	360,100	12,100	3.48	371,000	383,400	12,200	3.29	401,400	413,800	12,400	3.09	436,400	449,100	12,700	2.91
13	2171,600	225,600	14,000	5.78	255,200	269,200	14,000	5.49	274,100	287,800	13,400	4.88	304,400	316,900	12,500	4.11	349,500	361,500	12,100	3.47	372,000	384,500	12,200	3.27	403,400	415,800	12,400	3.07	437,700	450,400	12,700	2.90
14	2171,600	225,600	14,000	5.78	255,200	269,200	14,000	5.78	274,100	287,800	13,400	4.88	304,400	316,900	12,500	4.11	349,500	361,500	12,100	3.46	372,000	384,500	12,200	3.26	403,400	415,800	12,400	3.06	437,700	450,400	12,700	2.89
15	2171,600	225,600	14,000	5.64	258,400	272,300	13,900	5.38	276,700	289,800	13,100	4.73	305,200	317,800	12,400	4.06	351,100	363,100	12,100	3.42	374,000	386,600	12,200	3.24	407,400	419,800	12,400	3.04	441,000	453,700	12,700	2.88
16	2171,600	225,600	14,000	5.65	259,900	273,700	13,800	5.24	278,200	291,200	13,000	4.67	306,700	319,700	12,300	4.01	354,200	366,100	11,900	3.36	377,600	389,800	12,200	3.23	409,400	421,800	12,400	3.02	444,000	456,300	12,700	2.87
17	2171,600	225,600	14,000	5.61	261,400	275,100	13,700	5.24	278,200	292,300	12,800	4.58	307,400	319,700	12,300	4.01	354,200	366,100	11,900	3.35	377,600	390,400	12,200	3.22	409,400	421,800	12,400	3.02	444,000	456,300	12,700	2.86
18	2171,600	225,600	14,000	5.58	263,600	276,300	13,700	5.22	280,800	293,400	12,600	4.49	308,200	320,500	12,300	3.99	357,300	369,200	11,900	3.33	380,300	393,000	12,200	3.19	412,300	424,600	12,400	3.01	445,700	458,000	12,700	2.85
19	2171,600	225,600	14,000	5.56	265,800	277,500	13,700	5.19	282,100	294,500	12,400	4.40	309,200	321,500	12,300	3.98	358,900	370,700	11,900	3.30	382,400	394,600	12,200	3.19	414,300	426,600	12,400	2.99	447,400	459,700	12,700	2.84
20	2171,600	225,600	14,000	5.51	264,900	276,600	13,700	5.17	283,300	295,600	12,300	4.34	310,100	322,300	12,200	3.93	360,400	372,200	11,800	3.27	384,000	396,200	12,200	3.18	415,900	428,300	12,400	2.98	449,000	461,700	12,700	2.83
21	2171,600	225,600	14,000	5.48	266,200	279,900	13,700	5.15	284,500	296,600	12,300	4.32	311,000	323,200	12,200	3.92	361,900	373,700	11,800	3.26	385,600	397,700	12,100	3.17	417,500	429,900	12,400	2.97	450,400	463,100	12,700	2.82
22	2171,600	225,600	14,000	5.41	267,400	281,000	13,600	5.09	285,100	297,400	12,300	4.31	312,300	324,400	12,100	3.87	363,500	375,300	11,800	3.25	387,200	399,300	12,100	3.13	419,000	431,400	12,400	2.96	451,400	464,100	12,700	2.81
23	2171,600	225,600	14,000	5.37	268,700	282,200	13,500	5.02	286,700	297,900	11,900	4.27	313,600	325,700	12,100	3.86	365,100	376,900	11,800	3.23	388,900	401,000	12,100	3.11	420,500	432,900	12,400	2.95	451,400	464,100	12,700	2.81
24	2171,600	225,600	14,000	5.34	270,000	283,300	13,300	4.93	286,300	296,500	12,200	4.26	314,900	327,000	12,100	3.84	366,700	378,500	11,800	3.22	390,600	402,700	12,100	3.10	421,800	434,300	12,400	2.94	452,500	465,200	12,700	2.80
25	2171,600	225,600	14,000	5.31	271,400	284,600	13,200	4.88	286,800	296,500	12,000	4.22	316,200	328,200	12,000	3.80	368,100	379,900	11,800	3.21	392,300	404,400	12,100	3.08	423,100	435,600	12,400	2.93	452,500	465,200	12,700	2.80
26	2171,600	225,600	14,000	5.29	272,800	285,900	13,100	4.80	287,400	299,500	12,100	4.21	317,700	329,700	12,000	3.79	369,600	381,600	11,800	3.19	394,300	406,400	12,100	3.07	424,600	437,100	12,400	2.92	453,400	466,100	12,700	2.80
27	2171,600	225,600	14,000	5.26	274,100	287,100	13,000	4.74	288,600	300,600	12,000	4.16	319,000	331,000	12,000	3.76	371,500	383,300	11,800	3.18	396,200	408,200	12,100	3.03	426,100	438,600	12,400	2.90	454,000	466,700	12,700	2.79
28	2171,600	225,600	14,000	5.24	276,100	289,300	12,900	4.68	288,600	300,600	12,000	4.16	320,100	332,000	11,900	3.75	373,100	384,900	11,800	3.17	398,100	410,100	12,000	3.01	427,500	439,900	12,400	2.90	456,000	468,700	12,700	2.79
29	2171,600	225,600	14,000	5.22	276,600	289,200	12,800	4.63	289,000	300,900	11,900	4.12	321,100	333,000	11,800	3.67	374,700	386,500	11,800	3.15	399,600	411,600	12,000	3.00	429,000	441,400	12,400	2.89	456,200	468,900	12,700	2.78
30	2171,600	225,600	14,000	5.11	277,700	290,200	12,500	4.50	289,600	301,600	11,900	4.11	322,100	334,100	11,800	3.66	376,300	388,100	11,800	3.14	401,200	413,200	12,000	2.99	430,300	442,700	12,400	2.88	456,500	469,200	12,700	2.78
31	2171,600	225,600	14,000	5.01	278,000	291,300	12,300	4.41	290,100	302,000	11,900	4.10	323,500	335,200	11,700	3.62	376,300	388,100	11,800	3.12	402,400	414,400	12,000	2.98	431,500	443,900	12,400	2.87	456,400	469,100	12,700	2.78
32	2171,600	225,600	14,000	4.91	280,200	292,300	12,100	4.32	290,600	302,600	11,900	4.09	324,600	336,300	11,700	3.60	379,600	391,300	11,700	3.08	403,700	415,700	12,000	2.97	432,700	445,100	12,400	2.86	456,900	469,600	12,700	2.78
33																																

消防職給料表（令和7年度改定比較表）

考略	1 職				2 職				3 職				4 職				5 職				6 職				7 職				8 職			
	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率	改定前	改定後	改定率	改定率
77	296,800	307,800	10,400	3.54	312,300	322,700	10,400	3.33	332,500	342,000	10,400	3.13	380,400	391,400	11,000	2.89	418,400	429,800	11,400	2.72	429,800	440,800	11,000	2.73								
78	297,400	308,400	10,400	3.50	313,200	323,600	10,400	3.32	333,800	344,300	10,400	3.11	381,600	392,600	11,000	2.88	419,600	431,000	11,400	2.72	431,000	442,000	11,000	2.73								
79	298,000	309,000	10,400	3.49	314,100	324,500	10,400	3.31	335,300	345,700	10,400	3.10	382,700	393,700	11,000	2.87	420,800	432,200	11,400	2.72	432,200	443,200	11,000	2.72								
80	298,600	309,600	10,400	3.48	315,100	325,500	10,400	3.30	336,700	347,100	10,400	3.09	383,900	394,900	11,000	2.87	422,000	433,400	11,400	2.72	433,400	444,400	11,000	2.72								
81	299,200	310,200	10,400	3.47	316,100	326,500	10,400	3.29	338,000	348,400	10,400	3.08	385,600	396,600	11,000	2.86	424,000	435,400	11,400	2.72	435,400	446,400	11,000	2.72								
82	299,800	310,800	10,400	3.47	317,100	327,500	10,400	3.29	339,000	349,400	10,400	3.08	386,600	397,600	11,000	2.86	425,000	436,400	11,400	2.71	436,400	447,400	11,000	2.72								
83	300,000	311,000	10,400	3.46	318,100	328,500	10,200	3.21	341,100	351,500	10,400	3.05	388,100	398,500	11,000	2.85	426,000	437,400	11,400	2.71	437,400	448,400	11,000	2.72								
84	301,200	312,200	10,400	3.45	319,300	329,700	10,200	3.20	342,600	353,000	10,400	3.04	389,600	399,900	11,000	2.85	427,000	438,400	11,400	2.71	438,400	449,400	11,000	2.72								
85	301,800	312,800	10,400	3.45	320,000	330,400	10,200	3.19	344,000	354,400	10,400	3.02	391,200	401,600	11,000	2.84	428,000	439,400	11,400	2.71	439,400	450,400	11,000	2.72								
86	302,500	313,500	10,400	3.41	321,000	331,400	10,200	3.18	345,500	355,900	10,400	3.01	392,800	403,200	11,000	2.84	429,000	440,400	11,400	2.71	440,400	451,400	11,000	2.72								
87	303,200	314,200	10,400	3.40	322,000	332,400	10,200	3.17	347,000	357,400	10,400	3.00	394,400	404,800	11,000	2.83	430,000	441,400	11,400	2.71	441,400	452,400	11,000	2.72								
88	303,800	314,800	10,400	3.39	323,000	333,400	10,200	3.16	348,000	358,400	10,400	2.99	396,000	406,400	11,000	2.83	431,000	442,400	11,400	2.71	442,400	453,400	11,000	2.72								
89	304,600	315,600	10,400	3.38	324,000	334,400	10,200	3.15	349,000	359,400	10,400	2.99	397,000	407,400	11,000	2.83	432,000	443,400	11,400	2.71	443,400	454,400	11,000	2.72								
90	305,400	316,400	9,800	3.20	325,000	335,400	10,100	3.14	350,000	360,400	10,400	2.98	398,000	408,400	11,000	2.82	433,000	444,400	11,400	2.71	444,400	455,400	11,000	2.72								
91	306,200	317,200	9,800	3.19	326,000	336,400	10,100	3.13	351,000	361,400	10,400	2.98	399,000	409,400	11,000	2.82	434,000	445,400	11,400	2.71	445,400	456,400	11,000	2.72								
92	307,000	318,000	9,800	3.18	327,000	337,400	10,100	3.12	352,000	362,400	10,400	2.97	400,000	410,400	11,000	2.81	435,000	446,400	11,400	2.71	446,400	457,400	11,000	2.72								
93	308,000	319,000	9,800	3.17	328,000	338,400	10,100	3.11	353,000	363,400	10,400	2.96	401,000	411,400	11,000	2.81	436,000	447,400	11,400	2.71	447,400	458,400	11,000	2.72								
94	309,000	320,000	9,800	3.16	329,000	339,400	10,100	3.10	354,000	364,400	10,400	2.95	402,000	412,400	11,000	2.81	437,000	448,400	11,400	2.71	448,400	459,400	11,000	2.72								
95	309,200	320,200	9,800	3.15	330,000	340,400	10,100	3.09	355,000	365,400	10,400	2.94	403,000	413,400	11,000	2.81	438,000	449,400	11,400	2.71	449,400	460,400	11,000	2.72								
96	310,000	321,000	9,800	3.14	331,000	341,400	10,100	3.08	356,000	366,400	10,400	2.94	404,000	414,400	11,000	2.80	439,000	450,400	11,400	2.71	450,400	461,400	11,000	2.72								
97	310,800	321,800	9,800	3.12	332,000	342,400	10,100	3.07	357,000	367,400	10,400	2.93	405,000	415,400	11,000	2.80	440,000	451,400	11,400	2.71	451,400	462,400	11,000	2.72								
98	311,600	322,600	9,800	3.08	333,000	343,400	10,100	3.06	358,000	368,400	10,400	2.93	406,000	416,400	11,000	2.80	441,000	452,400	11,400	2.71	452,400	463,400	11,000	2.72								
99	312,400	323,400	9,800	3.07	334,000	344,400	10,100	3.05	359,000	369,400	10,400	2.92	407,000	417,400	11,000	2.79	442,000	453,400	11,400	2.71	453,400	464,400	11,000	2.72								
100	313,200	324,200	9,800	3.06	335,000	345,400	10,100	3.04	360,000	370,400	10,400	2.92	408,000	418,400	11,000	2.79	443,000	454,400	11,400	2.71	454,400	465,400	11,000	2.72								
101	314,000	325,000	9,800	3.05	336,000	346,400	10,100	3.03	361,000	371,400	10,400	2.92	409,000	419,400	11,000	2.79	444,000	455,400	11,400	2.71	455,400	466,400	11,000	2.72								
102	315,000	326,000	9,800	3.04	337,000	347,400	10,100	3.02	362,000	372,400	10,400	2.91	410,000	420,400	11,000	2.78	445,000	456,400	11,400	2.71	456,400	467,400	11,000	2.72								
103	316,000	327,000	9,800	3.03	338,000	348,400	10,100	3.01	363,000	373,400	10,400	2.91	411,000	421,400	11,000	2.78	446,000	457,400	11,400	2.71	457,400	468,400	11,000	2.72								
104	317,000	328,000	9,800	3.02	339,000	349,400	10,100	3.00	364,000	374,400	10,400	2.90	412,000	422,400	11,000	2.78	447,000	458,400	11,400	2.71	458,400	469,400	11,000	2.72								
105	318,000	329,000	9,800	3.01	340,000	350,400	10,100	2.99	365,000	375,400	10,400	2.90	413,000	423,400	11,000	2.78	448,000	459,400	11,400	2.71	459,400	470,400	11,000	2.72								
106	319,000	330,000	9,800	3.00	341,000	351,400	10,100	2.98	366,000	376,400	10,400	2.89	414,000	424,400	11,000	2.78	449,000	460,400	11,400	2.71	460,400	471,400	11,000	2.72								
107	320,000	331,000	9,800	3.00	342,000	352,400	10,100	2.97	367,000	377,400	10,400	2.89	415,000	425,400	11,000	2.77	450,000	461,400	11,400	2.71	461,400	472,400	11,000	2.72								
108	320,800	331,800	9,800	3.00	343,000	353,400	10,100	2.96	368,000	378,400	10,400	2.88	416,000	426,400	11,000	2.77	451,000	462,400	11,400	2.71	462,400	473,400	11,000	2.72								
109	321,600	332,600	9,800	2.99	344,000	354,400	10,100	2.95	369,000	379,400	10,400	2.88	417,000	427,400	11,000	2.77	452,000	463,400	11,400	2.71	463,400	474,400	11,000	2.72								
110	322,400	333,400	9,800	2.98	345,000	355,400	10,100	2.94	370,000	380,400	10,400	2.88	418,000	428,400	11,000	2.77	453,000	464,400	11,400	2.71	464,400	475,400	11,000	2.72								
111	323,200	334,200	9,800	2.98	346,000	356,400	10,100	2.93	371,000	381,400	10,400	2.87	419,000	429,400	11,000	2.77	454,000	465,400	11,400	2.71	465,400	476,400	11,000	2.72								
112	324,000	335,000	9,800	2.97	347,000	357,400	10,100	2.92	372,000	382,400	10,400	2.87	420,000	430,400	11,000	2.77	455,000	466,400	11,400	2.71	466,400	477,400	11,000	2.72								
113	325,000	336,000	9,800	2.96	348,000	358,400	10,100	2.91	373,000	383,400	10,400	2.87	421,000	431,400	11,000	2.76	456,000	467,400	11,400	2.71	467,400	478,400	11,000	2.72								
114	326,000	337,000	9,800	2.95	349,000	359,400	10,100	2.90	374,000	384,400	10,400	2.86	422,000	432,400	11,000	2.76	457,000	468,400	11,400	2.71	468,400	479,400	11,000	2.72								

(議案第 6 8 号)

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等の所要の改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 旅費の種目に係る改正

(7) 鉄道賃の改正

特急料金等の支給について、距離制限を廃止するとともに、鉄道の利用に付随する費用を支給の対象とする。

(イ) 船賃の改正

船舶の利用に付随する費用を支給の対象とする。

(ウ) 航空賃の改正

航空機の利用に付随する費用を支給の対象とする。

(エ) 車賃の改正

名称を「その他の交通費」に改め、鉄道、船舶、航空機以外を利用する移動に要する費用及び付随する費用を支給の対象とする。

(オ) 宿泊料の改正

名称を「宿泊費」に改め、上限額等を次のように改める。

区 分	現 行	改 正 案
地域区分	全国一律	都道府県毎
上限額	10,900円	規則で定める額

ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給することとする。

(カ) 包括宿泊費の新設

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として包括宿泊費を新設し、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を支給する。

(キ) 日当の改正

名称を「宿泊手当」に改め、昼食代及び目的地内を巡回するための交通費を除き、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額を支給することとする。

区分	現 行	改 正 案
内容	昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費	夕朝食代の掛かり増し等を含む宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費
金額	2,200円	規則で定める額

(ク) 移転料の改正

名称を「転居費」に改め、支給する額を、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額から、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額に改める。

(ケ) 着後手当の改正

名称を「着後滞在費」に改め、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することとする。

(コ) 扶養親族移転料の改正

名称を「家族移転費」に改め、支給の対象を、扶養親族から職員と同居する家族に拡大する。

イ 旅費の支給対象の見直し

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者に対する直接の支払いを可能とする。

ウ 旅費の返納

条例若しくは規則の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対して、旅費の返納を求めること又は旅行者にその後に支払う給与若しくは旅費の額から、当該旅費に相当する金額を控除することを可能とする。

- (2) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正費用弁償及び旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、支給する額を次のように改める。

ア 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当

(ア) 職員の旅費に関する条例の規定の例により算出して得た額

(イ) 鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合は、最上級の旅客運賃の額（市議会議員及び地方自治法第１８０条の５第１項及び第３項に掲げる委員会の委員及び委員並びに市長、副市長及び教育長に限る。）

イ 宿泊費

区 分	現 行		改 正 案
地域区分	全国一律		都道府県毎
上限額	市議会議員及び地方自治法第１８０条の５第１項及び第３項に掲げる委員会の委員及び委員並びに市長、副市長及び教育長	14,800円	規則で定める額
	その他の特別職の委員等	10,900円	

ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給することとする。

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和８年４月１日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第203条

- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ③ 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 6 9 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 7 年度	イ 令和 8 年度以降
6 月	100分の230	100分の230	100分の232.5
1 2 月	100分の230	100分の235	100分の232.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2のイは、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2のアは、令和7年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 3 条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他

の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型コロナウイルス感染症等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 70 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定する。

(2) 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 7 年度	イ 令和 8 年度以降
6 月	100分の125	100分の125	100分の126.25
1 2 月	100分の125	100分の127.5	100分の126.25

(3) 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 7 年度	イ 令和 8 年度以降
6 月	100分の105	100分の105	100分の106.25
1 2 月	100分の105	100分の107.5	100分の106.25

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 2の(1)は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(3) 2の(2)のア及び(3)のアは、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

- (4) 2の(1)にかかわらず、次の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員として任用された期間の令和7年度中の給与については、なお従前の例による。

ア 第2号会計年度任用職員

イ 基本報酬が月額で定められている第1号会計年度任用職員

ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、期末手当の支給対象となる第1号会計年度任用職員

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	183,500	195,800	12,300	6.7	230,000	242,000	12,000	5.2	265,300	276,300	11,000	4.1
2	184,600	196,900	12,300	6.7	231,500	243,300	11,800	5.1	266,300	277,300	11,000	4.1
3	185,800	198,100	12,300	6.6	233,000	244,700	11,700	5.0	267,300	278,300	11,000	4.1
4	186,900	199,200	12,300	6.6	234,500	246,100	11,600	4.9	268,300	279,300	11,000	4.1
5	188,000	200,300	12,300	6.5	236,000	247,500	11,500	4.9	269,300	280,300	11,000	4.1
6	189,700	202,000	12,300	6.5	237,500	248,900	11,400	4.8	270,300	281,300	11,000	4.1
7	191,300	203,600	12,300	6.4	239,000	250,300	11,300	4.7	271,300	282,200	10,900	4.0
8	192,900	205,200	12,300	6.4	240,500	251,700	11,200	4.7	272,300	283,200	10,900	4.0
9	194,500	206,700	12,200	6.3	242,000	253,100	11,100	4.6	273,300	284,200	10,900	4.0
10	196,200	208,400	12,200	6.2	243,400	254,300	10,900	4.5	274,300	285,200	10,900	4.0
11	197,800	210,000	12,200	6.2	244,800	255,600	10,800	4.4	275,300	286,200	10,900	4.0
12	199,400	211,600	12,200	6.1	246,200	256,900	10,700	4.3	276,400	287,200	10,800	3.9
13	201,000	213,100	12,100	6.0	247,400	258,100	10,700	4.3	277,400	288,200	10,800	3.9
14	202,700	214,800	12,100	6.0	248,600	259,300	10,700	4.3	278,700	289,500	10,800	3.9
15	204,400	216,500	12,100	5.9	249,800	260,500	10,700	4.3	280,000	290,800	10,800	3.9
16	206,100	218,200	12,100	5.9	251,000	261,700	10,700	4.3	281,200	292,000	10,800	3.8
17	207,400	219,400	12,000	5.8	252,100	262,800	10,700	4.2	282,500	293,200	10,700	3.8
18	209,000	221,000	12,000	5.7	253,200	263,900	10,700	4.2	283,800	294,500	10,700	3.8
19	210,600	222,600	12,000	5.7	254,300	265,000	10,700	4.2	285,000	295,700	10,700	3.8
20	212,100	224,100	12,000	5.7	255,400	266,100	10,700	4.2	286,200	296,900	10,700	3.7
21	213,600	225,600	12,000	5.6	256,400	267,000	10,600	4.1	287,300	297,900	10,600	3.7
22	215,200	227,200	12,000	5.6	257,400	268,000	10,600	4.1	288,500	299,100	10,600	3.7
23	216,800	228,800	12,000	5.5	258,400	269,000	10,600	4.1	289,800	300,300	10,500	3.6
24	218,400	230,400	12,000	5.5	259,400	270,000	10,600	4.1	291,100	301,600	10,500	3.6
25	220,000	232,000	12,000	5.5	260,400	271,000	10,600	4.1	292,400	302,900	10,500	3.6
26	221,700	233,700	12,000	5.4	261,300	271,900	10,600	4.1	293,400	303,900	10,500	3.6
27	223,000	235,000	12,000	5.4	262,200	272,700	10,500	4.0	294,400	304,900	10,500	3.6
28	224,300	236,300	12,000	5.3	263,100	273,600	10,500	4.0	295,500	305,900	10,400	3.5
29	225,600	237,600	12,000	5.3	263,900	274,400	10,500	4.0	296,600	307,000	10,400	3.5
30	226,700	238,700	12,000	5.3	264,700	275,200	10,500	4.0	297,800	308,200	10,400	3.5
31	227,800	239,800	12,000	5.3	265,500	276,000	10,500	4.0	298,900	309,300	10,400	3.5
32	228,900	240,900	12,000	5.2	266,300	276,700	10,400	3.9	300,100	310,500	10,400	3.5
33	230,000	242,000	12,000	5.2	267,000	277,400	10,400	3.9	301,300	311,600	10,300	3.4
34	231,100	242,900	11,800	5.1	267,800	278,200	10,400	3.9	302,600	312,900	10,300	3.4
35	232,200	243,800	11,600	5.0	268,600	279,000	10,400	3.9	303,900	314,200	10,300	3.4
36	233,300	244,800	11,500	4.9	269,300	279,600	10,300	3.8	305,200	315,500	10,300	3.4
37	234,400	245,800	11,400	4.9	270,000	280,300	10,300	3.8	306,500	316,700	10,200	3.3
38	235,400	246,700	11,300	4.8	270,800	281,100	10,300	3.8	307,800	318,000	10,200	3.3
39	236,400	247,600	11,200	4.7	271,600	281,800	10,200	3.8	309,100	319,300	10,200	3.3
40	237,300	248,400	11,100	4.7	272,300	282,500	10,200	3.7	310,400	320,600	10,200	3.3
41	238,200	249,200	11,000	4.6	273,000	283,200	10,200	3.7	311,700	321,900	10,200	3.3
42	239,100	249,900	10,800	4.5	273,800	283,900	10,100	3.7	313,000	323,100	10,100	3.2
43	239,900	250,500	10,600	4.4	274,600	284,600	10,000	3.6	314,300	324,400	10,100	3.2
44	240,700	251,100	10,400	4.3	275,300	285,300	10,000	3.6	315,400	325,500	10,100	3.2
45	241,400	251,800	10,400	4.3	276,000	286,000	10,000	3.6	316,300	326,400	10,100	3.2
46	242,000	252,400	10,400	4.3	276,700	286,600	9,900	3.6	317,600	327,700	10,100	3.2
47	242,600	253,000	10,400	4.3	277,400	287,300	9,900	3.6	318,900	329,000	10,100	3.2
48	243,200	253,600	10,400	4.3	278,100	287,900	9,800	3.5	320,200	330,300	10,100	3.2
49	243,800	254,100	10,300	4.2	278,800	288,600	9,800	3.5	321,400	331,400	10,000	3.1
50	244,400	254,700	10,300	4.2	279,500	289,200	9,700	3.5	322,700	332,700	10,000	3.1
51	245,000	255,300	10,300	4.2	280,200	289,900	9,700	3.5	323,900	333,900	10,000	3.1
52	245,500	255,800	10,300	4.2	280,900	290,600	9,700	3.5	325,100	335,100	10,000	3.1
53	246,000	256,200	10,200	4.1	281,500	291,100	9,600	3.4	326,400	336,400	10,000	3.1
54	246,400	256,600	10,200	4.1	282,200	291,700	9,500	3.4	327,500	337,400	9,900	3.0
55	246,700	256,900	10,200	4.1	282,800	292,300	9,500	3.4	328,600	338,500	9,900	3.0
56	247,000	257,200	10,200	4.1	283,500	293,000	9,500	3.4	329,700	339,600	9,900	3.0
57	247,300	257,500	10,200	4.1	284,100	293,600	9,500	3.3	330,400	340,300	9,900	3.0
58	247,600	257,800	10,200	4.1	284,800	294,200	9,400	3.3	331,300	341,200	9,900	3.0
59	247,900	258,100	10,200	4.1	285,400	294,800	9,400	3.3	332,000	341,900	9,900	3.0
60	248,200	258,400	10,200	4.1	286,100	295,500	9,400	3.3	332,800	342,700	9,900	3.0
61	248,500	258,700	10,200	4.1	286,700	296,100	9,400	3.3	333,600	343,500	9,900	3.0
62	248,800	259,000	10,200	4.1	287,400	296,700	9,300	3.2	334,000	343,900	9,900	3.0
63	249,100	259,300	10,200	4.1	288,000	297,200	9,200	3.2	334,600	344,400	9,800	2.9
64	249,400	259,600	10,200	4.1	288,500	297,700	9,200	3.2	335,300	345,100	9,800	2.9

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	249,700	259,900	10,200	4.1	289,000	298,200	9,200	3.2	336,100	345,900	9,800	2.9
66	250,000	260,200	10,200	4.1	289,600	298,800	9,200	3.2	336,800	346,600	9,800	2.9
67	250,300	260,500	10,200	4.1	290,100	299,300	9,200	3.2	337,500	347,300	9,800	2.9
68	250,600	260,800	10,200	4.1	290,700	299,900	9,200	3.2	338,100	347,900	9,800	2.9
69	250,900	261,100	10,200	4.1	291,200	300,300	9,100	3.1	338,600	348,400	9,800	2.9
70	251,200	261,400	10,200	4.1	291,700	300,800	9,100	3.1	339,200	349,000	9,800	2.9
71	251,500	261,700	10,200	4.1	292,300	301,300	9,000	3.1	339,700	349,500	9,800	2.9
72	251,800	262,000	10,200	4.1	292,900	301,900	9,000	3.1	340,300	350,100	9,800	2.9
73	252,100	262,300	10,200	4.0	293,400	302,400	9,000	3.1	340,600	350,400	9,800	2.9
74	252,400	262,600	10,200	4.0	293,900	302,800	8,900	3.0	341,100	350,900	9,800	2.9
75	252,700	262,900	10,200	4.0	294,300	303,100	8,800	3.0	341,500	351,200	9,700	2.8
76	253,000	263,200	10,200	4.0	294,600	303,400	8,800	3.0	341,900	351,600	9,700	2.8
77	253,300	263,500	10,200	4.0	294,800	303,600	8,800	3.0	342,300	352,000	9,700	2.8
78	253,600	263,800	10,200	4.0	295,100	303,900	8,800	3.0	342,800	352,500	9,700	2.8
79	253,900	264,100	10,200	4.0	295,300	304,100	8,800	3.0	343,300	353,000	9,700	2.8
80	254,200	264,400	10,200	4.0	295,600	304,400	8,800	3.0	343,800	353,500	9,700	2.8
81	254,500	264,700	10,200	4.0	295,800	304,600	8,800	3.0	344,100	353,800	9,700	2.8
82	254,800	265,000	10,200	4.0	296,000	304,800	8,800	3.0	344,500	354,200	9,700	2.8
83	255,100	265,300	10,200	4.0	296,300	305,100	8,800	3.0	344,900	354,600	9,700	2.8
84	255,400	265,600	10,200	4.0	296,500	305,300	8,800	3.0	345,300	355,000	9,700	2.8
85	255,700	265,900	10,200	4.0	296,800	305,600	8,800	3.0	345,600	355,300	9,700	2.8
86	256,000	266,200	10,200	4.0	297,100	305,800	8,700	2.9	346,000	355,700	9,700	2.8
87	256,300	266,500	10,200	4.0	297,400	306,100	8,700	2.9	346,400	356,100	9,700	2.8
88	256,600	266,800	10,200	4.0	297,700	306,400	8,700	2.9	346,800	356,500	9,700	2.8
89	256,900	267,100	10,200	4.0	298,000	306,700	8,700	2.9	347,000	356,700	9,700	2.8
90	257,200	267,400	10,200	4.0	298,300	307,000	8,700	2.9	347,400	357,100	9,700	2.8
91	257,500	267,700	10,200	4.0	298,600	307,300	8,700	2.9	347,800	357,500	9,700	2.8
92	257,800	268,000	10,200	4.0	299,000	307,600	8,600	2.9	348,200	357,900	9,700	2.8
93	258,100	268,300	10,200	4.0	299,200	307,800	8,600	2.9	348,400	358,100	9,700	2.8
94					299,400	308,000	8,600	2.9	348,800	358,400	9,600	2.8
95					299,700	308,300	8,600	2.9	349,200	358,800	9,600	2.7
96					300,100	308,700	8,600	2.9	349,500	359,100	9,600	2.7
97					300,300	308,900	8,600	2.9	349,800	359,400	9,600	2.7
98					300,600	309,200	8,600	2.9	350,200	359,800	9,600	2.7
99					301,000	309,500	8,500	2.8	350,600	360,200	9,600	2.7
100					301,400	309,900	8,500	2.8	351,000	360,600	9,600	2.7
101					301,600	310,100	8,500	2.8	351,500	361,100	9,600	2.7
102					301,900	310,400	8,500	2.8	351,900	361,500	9,600	2.7
103					302,200	310,700	8,500	2.8	352,300	361,900	9,600	2.7
104					302,500	311,000	8,500	2.8	352,700	362,300	9,600	2.7
105					302,700	311,200	8,500	2.8	353,200	362,800	9,600	2.7
106					303,000	311,500	8,500	2.8	353,600	363,200	9,600	2.7
107					303,300	311,800	8,500	2.8	353,900	363,500	9,600	2.7
108					303,600	312,100	8,500	2.8	354,200	363,800	9,600	2.7
109					303,800	312,300	8,500	2.8	354,700	364,200	9,500	2.7
110					304,200	312,600	8,400	2.8				
111					304,600	313,000	8,400	2.8				
112					304,900	313,300	8,400	2.8				
113					305,100	313,500	8,400	2.8				
114					305,300	313,700	8,400	2.8				
115					305,600	314,000	8,400	2.7				
116					306,000	314,400	8,400	2.7				
117					306,200	314,600	8,400	2.7				
118					306,400	314,800	8,400	2.7				
119					306,700	315,100	8,400	2.7				
120					307,000	315,400	8,400	2.7				
121					307,400	315,700	8,300	2.7				
122					307,600	315,900	8,300	2.7				
123					307,900	316,200	8,300	2.7				
124					308,200	316,500	8,300	2.7				
125					308,500	316,800	8,300	2.7				

(議案第 7 1 号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

(デジタル改革推進課)

1 改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記録されていない者の登録及び管理を行う住登外者宛名番号管理機能を本市の情報システムに実装することから、個人番号を利用することができる事務を追加するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。
- (2) 庁内連携を行う事務において利用することができる特定個人情報として、住登外者の情報の管理に関する情報を追加する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律

第 9 条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当

該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(議案第 7 2 号)

廿日市市公園条例の一部を改正する条例

(スポーツ推進課)

1 改正の理由

佐伯総合スポーツ公園多目的広場の整備に伴い、公園施設の利用料金の範囲を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 佐伯総合スポーツ公園陸上競技場の利用料金を廃止する。
- (2) 佐伯総合スポーツ公園多目的広場の利用料金の範囲を次のように定める。

ア 専用して利用する場合

利用料金の範囲（1時間までごとに）	
小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
2, 0 3 0 円から 3, 7 7 0 円まで	4, 0 6 0 円から 7, 5 4 0 円まで

イ 附属設備を利用する場合

(ア) 照明設備

区 分	利用料金の範囲（1時間までごとに）
メイングラウンド	3, 5 0 0 円から 6, 5 0 0 円まで
サブグラウンド	2 4 0 円から 4 4 0 円まで

(イ) 更衣室

利用料金の範囲（1時間までごとに）	
小人が利用する場合	大人が利用する場合
2 8 0 円から 5 2 0 円まで	5 6 0 円から 1, 0 4 0 円まで

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(2) 都市公園法

第 1 8 条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

(議案第 7 3 号)

廿日市市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(農 林 水 産 課)

1 改正の理由

林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が新設されることに伴い、火入れの中止に関する要件などの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 火入れの中止の要件に関する規定で用いている注意報の名称を現行の名称とする改正を行う。
- (2) 火入れの中止の要件に林野火災に関する注意報を追加する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

4 根拠法令

森林法

第 2 1 条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

(議案第 7 4 号)

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関連する条例について必要な規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

地域限定保育士も通常の保育士同様、放課後児童支援員として配置できることとする。

- (2) 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 地域限定保育士も通常の保育士同様、家庭的保育事業所等に配置できることとする。

イ 市町村が実施する乳幼児に係る健康診査の内容が、家庭的保育事業所等が実施すべき健康診断の全部又は一部に相当する場合は、当該健診の全部又は一部を行わないことができることとする。

- (3) 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

認定こども園法及び学校教育法の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園及び幼稚園においての虐待防止に係る引用法令を追加する。

- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

(1) 児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法

第34条

② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

(議案第 7 5 号)

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部が改正され、乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、当該給付に係る同法に基づく過料に関して必要な事項を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 乳児等のための支援給付に関して正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者に対し 10 万円以下の過料を科することとする。
- (2) 乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科することとする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 根拠法令

子ども・子育て支援法

第 8 2 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 10 条の 5 若しくは第 13 条（第 30 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

- ② 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 14 条第 1 項（第 30 条の 3 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第 14 条第

1 項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

- ③ 市町村は、条例で、第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第 76 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(住 宅 政 策 課)

1 提案の要旨

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令においてマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 77 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

令和 7 年 2 月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて消防庁が開催した消防防災対策のあり方に関する検討会で、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、林野火災注意報の創設及び林野火災の予防を目的とした林野火災警報の発令を可能とする改正を行うとともに、その他消防防災対策に必要な規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

(1) 火災予防条例上の火災に関する警報が、消防法第 22 条第 3 項に規定する市町村長が火災予防上危険であると認めるときに発する警報に基づくものであることを明確にする。

(2) 一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の変化を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入り口等の閉鎖）についての規定を削除する。

(3) 林野火災注意報の創設

ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。

イ 注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火災予防条例に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

ウ 市長は、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定できることとする。

(4) 林野火災警報の発令を可能とする規定の整備

市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火災予防条例に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとする。

- (5) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にする。
- (6) 消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることとする。
- (7) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

4 根拠法令

消防法

第 22 条

- ④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

(議案第 8 2 号)

損害賠償の額を定めることについて

(デジタル改革推進課)

1 提案の理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、令和 7 年度末までにデジタル庁が整備するガバメントクラウドへ移行するため、現在利用契約している広島県市町基幹業務クラウドサービスを契約期間の途中で解除する必要が生じた。

この契約解除による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 23,790,000 円

(2) 債 権 者 広島市中区袋町 4 番 2 1 号

株式会社 サンネット

代表取締役 山 口 隆 法

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

民法

第 6 5 1 条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

② 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(1) 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

第 6 5 6 条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用

する。

(議案第 8 3 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島口一丁目地内において施工する鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事（その 2）の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事

工事延長 29.7メートル

橋梁^{りょう}耐震補強工 一式

橋梁^{りょう}補修工 一式

(2) 請負金額 235,400,000円

(3) 請 負 者 廿日市市大野4447番地13

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 智 実

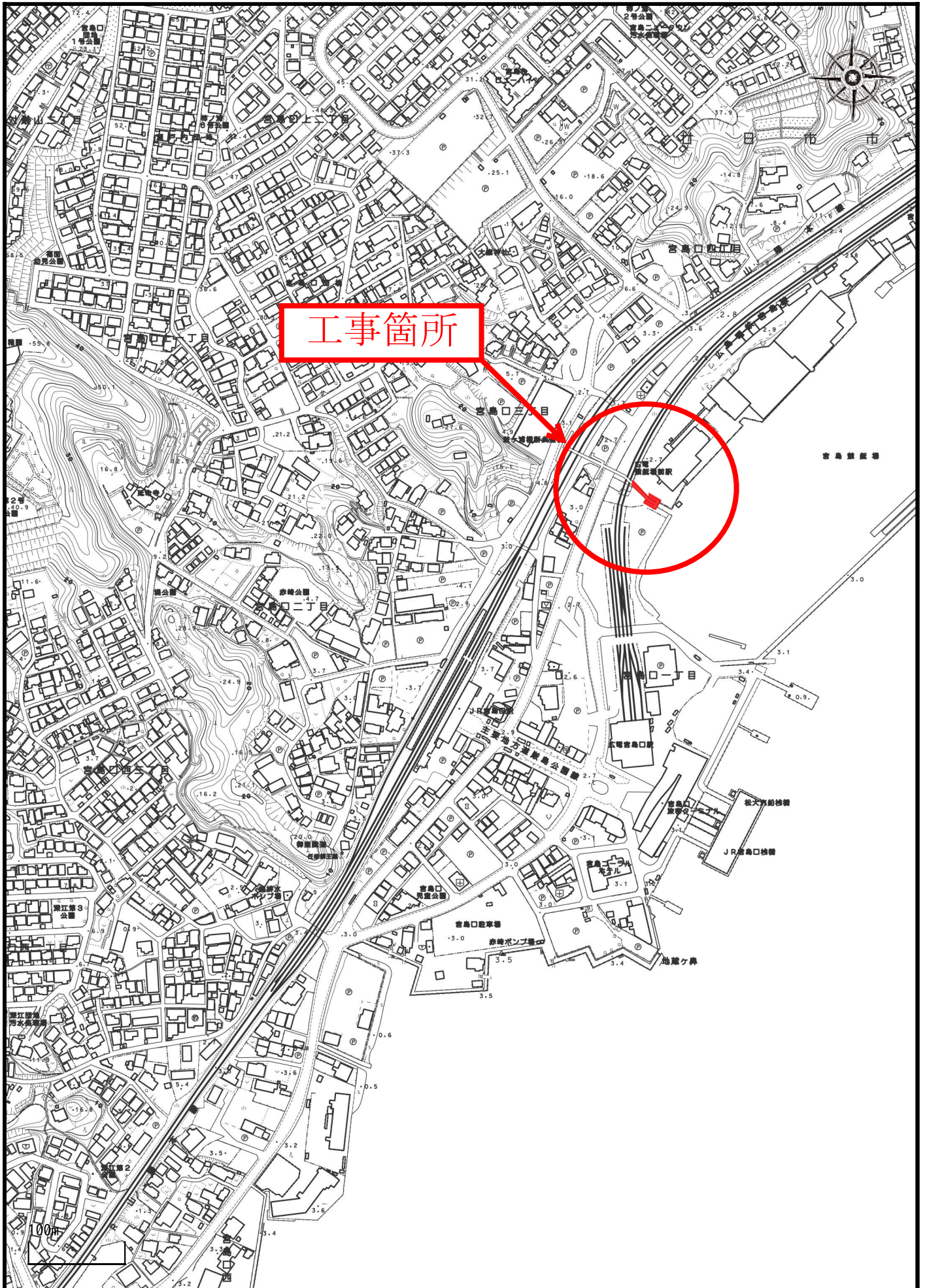
(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和9年3月31日まで

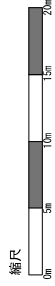
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

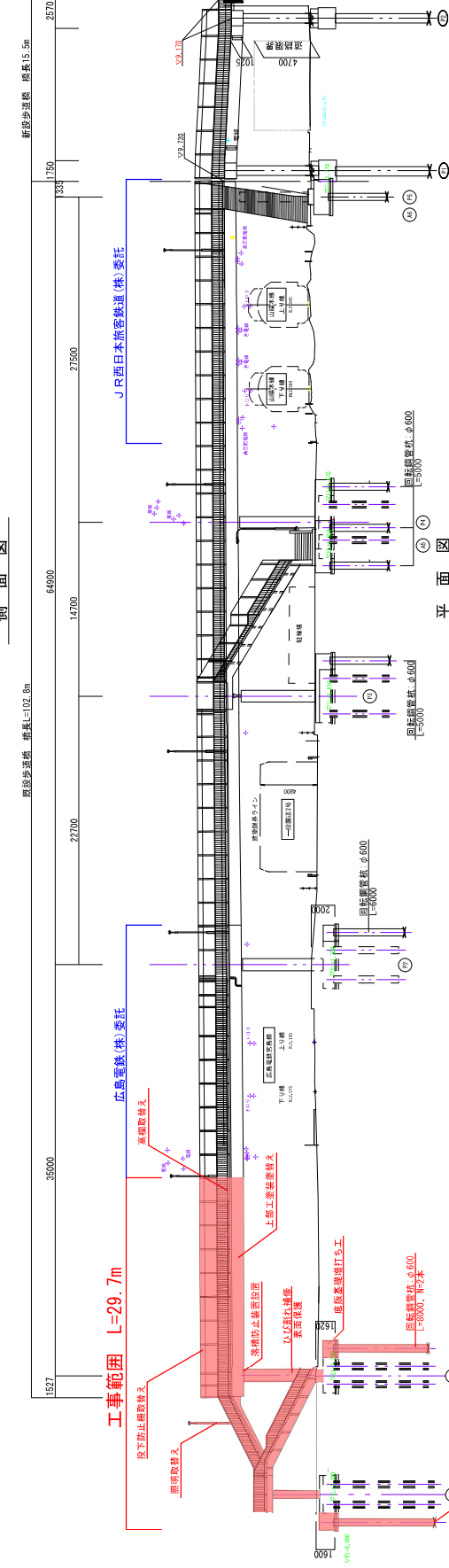
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



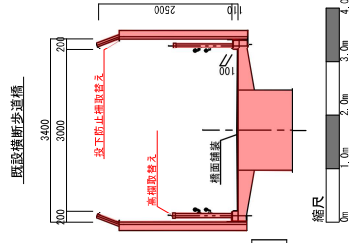
鼓ヶ浜横断歩道橋 全体一般図



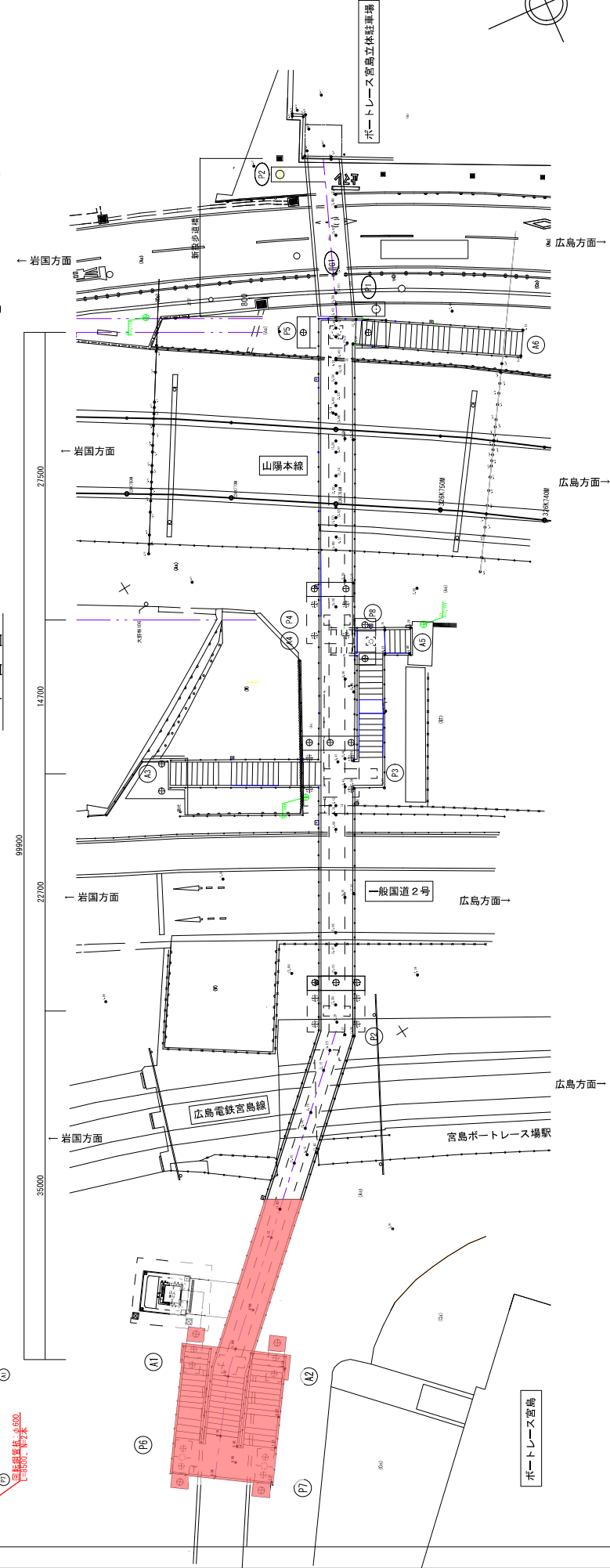
側面図



断面図



平面図



(議案第 8 4 号)

廿日市市総合計画の策定について

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

市政を総合的かつ計画的に運営するためのまちづくりの指針である総合計画において、基本構想及び前期基本計画の施策方針を策定しようとするものである。

2 基本構想の内容

(1) 総論

計画策定の意義や基本的な考え方、計画の構成及び期間について定めるとともに、本市を取り巻く社会潮流や人口等の基礎データ、本市の特性等について明らかにする。

(2) これからのまちづくりに向けて

総合計画の策定にあたり実施した市民参画における意見や、本市を取り巻く社会潮流や魅力、市民参画を基に導き出した将来像に関するキーワードについて明らかにする。

(3) 基本構想

まちづくりの基本理念及びまちの将来像を定めるとともに、それを実現するための大切に考える考え方や将来の都市構造、施策の方向性、各分野の目指す姿、基本構想の着実な推進に向けた取組等について明らかにする。

3 前期基本計画における施策方針の内容

基本構想を実現するための施策の方針を示すものである。

4 根拠法令

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画（施策方針に限る。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規

定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(議案第 85 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(まちづくり支援課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方市民センターの指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市佐方市民センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市佐方一丁目 4 番 28 号

佐方アイラブ自治会

会長 眞 野 勝 弘

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 13 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 8 6 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(まちづくり支援課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸市民センターの指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市串戸市民センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸二丁目 1 3 番 1 3 号

串戸地区自治協議会

会長 梶 川 誠

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 8 5 号説明書に同じ。

(議案第 87 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(中山間地域振興室)

1 提案の要旨

廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和ふれあい交流センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市吉和 737 番地 2

コミュニティよしわ

会長 小 田 真

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 13 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 85 号説明書に同じ。

(議案第 88 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(スポーツ推進課)

1 提案の要旨

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市パークゴルフ場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸六丁目 1 番 1 号

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会

会長 大 野 国 治

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 11 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 85 号説明書に同じ。

(議案第 89 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 松本良子委員は、令和 7 年 12 月 24 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

正 原 大 嗣 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

石 角 剛

古 谷 正 樹

北 川 千 幸

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。